

将来の自分をイメージしながら

年が明け、令和4(2022)年がスタートしました。1月の第2月曜日は成人の日であることにちなんで、各地で成人式が催されました。成人の年齢を定めた民法が改正され、令和4年4月からは18歳で「成人」となり、ニュース等では今後の成人式での対象をどのようにするのがしばしば取り上げられていました。



改正民法は平成30年6月に成立し、成人となる年齢を20歳から18歳に引き下げるほか、結婚できる年齢や投票できる年齢などが変わります。

法務省によりますと、民法が定める成人年齢には「1人で有効な契約ができる」という意味と、「親が子どもを監督・保護する『親権』から外れる」という意味があり、社会的に18歳で「成人(おとな)」となります。したがって、中学生のみなさんは、3～5年後には選挙権を持つなどし、社会的に18歳で「成人(おとな)」になります。

想像してみてください。「私(自分)」は、3～5年後、どんな18歳の「成人(おとな)」になっているでしょうか。そして、その2年後にはどんな20歳の「成人(おとな)」になっているでしょうか。さらに、その5年後の25歳、10年後の30歳ではどうしているでしょうか。ずっと先のことのように思えますが、そんなに遠い将来のことではありません。

これまでにかかわってきた卒業生の進路を見てみると、それぞれの道を歩んでいますが、中学生の時に思い描いていた目標や夢に向かって進路をとったり、実現したりしているケースが少なくありません。そして、同窓会で会うと、自分の目標・夢に向かって人でも、自分の目標・夢を実現している人でも、卒業生が異口同音に「中学生の時に、もっと勉強しておけばよかった(『もっと勉強することができたはず』と今になって思う)」と話してくれます。そう言いながら、「成人(おとな)」したどの卒業生も、熱心に仕事に励み、自分で生計を立てたり、地域や社会に貢献したりしています。

遠い将来ではないと言いましたが、焦ることはありません。「今、自分がすべきこと」や「目標や夢の実現に向けてできること」に自らしっかりと取り組みましょう。時には、うまくいかないことやなかなかできないことがあるかもしれませんが、しかし、くじけたり、あきらめたりせずに、しっかりと取り組むことを続ければ活路を拓くことができます。なかまとともに取り組めば、より成果が期待できます。

西中生のみなさんに改めて認識してほしいことは、学校生活においては、一生懸命に授業を受けたり、決まりを守って生活を送ったりすることなどが、家庭生活においては、自分で家庭学習に取り組んだり、家の手伝いをしたりすることなどが、「今、自分がすべきこと」や「目標や夢の実現に向けてできること」であるということです。将来の自分をイメージしながら、夢と希望に胸をふくらませつつ、充実した日々を送ってほしいと願っています。

～ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること ～

裏面に続きます。ご覧ください。

ウラへ

全国学校給食週間

1月24日～30日は、全国学校給食週間です[下記参照]。学校給食週間については、食育だより（八女市学校給食会）にも関連内容が掲載されています。

本校の給食室前に設置している掲示板『School lunch board』には、給食にまつわる様々な掲示物がところせましと並んでいます。

1月は、「地産地消」、「食育だより」、「地産地消だより1月」、「1月分給食献立予定表」、「献立盛りつけ表」、「野菜に含まれる栄養素（8種類）」、「手作りとんかつのつくり方[1.18給食献立]」、「1/13地産地消の日」、「給食室での品質、衛生管理について」、「しっかり手を洗いましょう」、「1月17日はおむすびの日」、「1月24日『給食記念日』」、「1月分献立に基づいた指導計画」が掲示中です（1.28現在）。生徒のみなさんがよく見えています。

その中で、今年度から新しく登場したコーナーが、「給食室での品質、衛生管理について」です。今回の「給食室での品質、衛生管理について」は、温度管理についての内容です。給食で提供する料理は全て中心温度計を使用して、必ず温度を確認し、安全な温度のものを提供していただいています。例えば、和え物の場合は、食材のすべてに火を通して加熱し、85℃以上の温度を1つの食材につき3回測った後、さらに1分間加熱してから真空低温冷却機で10℃以下まで冷やします。冷やした後も、もう1度1つ1つの食材の温度が下がっているかを確認しています。このようにして、学校栄養士の川野先生と中村学園の調理員の方々と、衛生管理や品質管理等を適切に行い、安全・安心でおいしい給食を西中生のみなさんに提供していただいています。

学校開放や授業参観等で西中学校にお越しの際には、給食室（北棟1階西側）にお立ち寄りいただき、ぜひご覧ください。



我が国における学校給食は、明治22年に始まって以来、各地に広がっていきましたが、戦争の影響などによって中断されました。

戦後、食糧難による児童の栄養状態の悪化を背景に学校給食の再開を求める国民の声が高まるようになり、昭和21年6月に米国のLARA(Licensed Agencies for Relief in Asia:アジア救済公認団体)から、給食用物資の寄贈を受けて、昭和22年1月から学校給食が再開(「学校給食実施の普及奨励について」昭和21年12月11日文科、厚生、農林三省次官通達)されました。

同年12月24日に、東京都内の小学校でLARAからの給食用物資の贈呈式が行われ、それ以来、この日を学校給食感謝の日と決めました。昭和25年度から、学校給食による教育効果を促進する観点から、冬季休業と重ならない1月24日から1月30日までの1週間を「学校給食週間」としました。【引用:文部科学省HP】

児童虐待防止の取組 - 学校の通告義務 -

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。【引用:厚生労働省HP】

児童虐待防止に関わりましては、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」などをもとに、様々な取組がなされています。児童虐待への対応に当たっては、「学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと」となっており、虐待の疑われる事案を発見した場合は通告する義務があります。

虐待か否かの判断は児童相談所が行いますが、「学校には通告義務がある」ことを保護者のみなさまにご承知いただくとともに、児童虐待防止にご理解とご協力をお願いします。

